

焼津市立大井川中学校いじめ防止基本方針

【目指す子ども像】
 「ともに たくましく～自分から 自分たちで～」
 自己肯定感と自己有用感をもち、主体的に行動できる子ども

【いじめ対策委員会】
 (1) 構成メンバー
 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、心の教室相談員、支援員、SC、SSW
 (2) 活動内容
 ・いじめ情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導支援体制の確立
 ・重大事態における調査組織の母体として活動
 ・いじめ防止及び対策についての取組の実施状況を学校評価の項目に位置づける。
 ・学校評価の評価結果をふまえた日常的な取組の改善

【PTA・地域との連携】
 ・参観会、保護者会等を通して、いじめ問題に対して連携する。
 ・学校保健委員会等地域人材を積極的に活用する。
 ・いじめの早期発見のため、保護者への家庭連絡等きめ細かい連携をはかる。
 ・CSを通して、地域とつながりいじめの早期発見に努める。

【関係機関など】
 ・中央児童相談所
 ・焼津市子ども支援課「あゆみ」
 ・焼津市家庭支援課「きずな」
 ・焼津市子ども相談課
 ・焼津市青少年教育相談センター
 ・焼津市チャレンジ教室
 (焼津・大井川・東益津)
 ・はるかぜ
 ・焼津警察生活安全課
 ・中部地区少年サポートセンター
 ・焼津市立病院
 ・県立こども病院
 ・フリースクール

【校内研修等】
 ・道徳の時間では、いじめに関連する一つひとつの道徳的価値についてじっくり討論できるようにする。
 ・学級活動、生徒会活動などでは、日常の生活との関連を図り、子どもが主体的にいじめをなくすために取り組む活動の充実をはかる。
 ・縦割活動で自己肯定感を育む。

【生徒指導体制】
 (1) いじめの早期発見に努める。
 ・定期的にアンケートを実施し(年間3回)、早期発見、早期指導を行う。
 (2) 組織的に指導できる態勢を確立する。
 ・情報を得た場合は、即座に「対策委員会」を招集し、即日対応する。
 ・「対策委員会」を中心に、情報収集から問題解決まで継続的にケース会議を行う。

【教育相談体制】
 ・心の教室相談員やSC、SSWと連携し、いじめに関わる情報の共有や不登校生徒へのよりよい対応をはかる。
 ・ケース会議や生徒指導部会、特別支援部会にSCやSSWが参加し、共通意識で対応する。
 ・「生活向上アンケート」をとり、結果を二者面談や三者面談に生かしていく。

【未然防止の在り方】
 ・教師が生徒の活動の様子を観察し実態を把握する。
 ・日常会話や生活ノートなどの記述などから積極的に生徒とのコミュニケーションをはかる。
 ・教員同士で日常の生徒の様子を積極的に伝えあう。
 ・全教育活動を通じて、道徳教育や体験活動の充実をはかり、子ども豊かな情操と道徳心を養うとともに、コミュニケーション能力を育成し、よりよい人間関係を醸成する。(静岡県版SELの活用)
 ・縦割活動等を通して、自己肯定感を育むとともに、自分たちでいじめ防止のための活動を考えさせ、実践化を促す。
 ・いじめ防止対策に関する職員研修を必要に応じて実施する。
 ・小学校と連携し、より具体的な情報や支援指導の共有をはかる。

【早期発見の在り方】
 ・タイムリーに二者面談を行うなど、子どもと触れあう機会を意図的に設ける。
 ・いじめアンケート(校内では「生活向上アンケート」と呼ぶ)を年間3回実施し、情報を継続的に集約する。(それ以外にいつでも相談できる用紙とポストを常設する。)
 ・生徒指導部会や特別支援教育部会にSCやSSWなども参加し、多方面からの情報共有に努める。
 ・保護者連絡や家庭訪問などを積極的に行い家庭と連携する。
 ・日常から困ったときには、一人で悩まず親や先生など信頼できる身近な大人に相談することの大切さを伝えていく。

【早期対応の在り方】
 ・いじめ対策委員会(以下委員会)を立ち上げ、即対応する。
 ・委員会では、役割分担を明確にし、組織として取り組む。
 ・いじめを行った生徒・保護者に対して適切な指導を行うとともにいじめを受けた生徒のケアを手厚く行う。
 ・随時、多方面から情報を収集し、いじめの全体像を把握しながら、具体的な指導、支援方針を修正していく。
 ・教育委員会に報告するとともに、必要に応じて関係諸機関と連携協力をはかる。

【継続支援の在り方】
 ・生徒に対する親身な教育相談を一層充実させる。
 ・いじめの問題の形態によっては、PTAと協議したり、保護者会などを実施したりするなど積極的に情報交換の場を設ける。
 ・子どもにとって、より相談しやすい環境づくりに努める。
 ・子どものグループ替えや座席替えなど、必要に応じて子どもの立場に立った弾力的な措置を講じる。
 ・各家庭と連携し、いじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫を行う。
 ・その場、その時の指導だけではなく継続的に面談や声掛けを行い、見守りや支援を継続する。

【重大事態】 「焼津市いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、事実確認の結果を直ちに焼津市教育委員会に報告し、連携して対処する。

焼津市立大井川中学校 いじめ防止対策年間計画（令和8年度）

月	①組織・連携・研修・評価 等	②未然防止	③早期発見・対応と継続的支援
4	<p>【P】いじめ対策委員会全体会（基本方針や共通理解） 【P】生徒理解研修会</p> <p>【D】週1回の生徒指導部会・特別支援教育委員会で生徒の様子の情報共有と対策協議</p>	<p>【D】学級開き、ルール作り 【D】縦割り活動づくり 【D】授業規律の周知</p>	<p>【D】観察、学級日誌、生活ノート、健康観察などから早期発見を目指す。 【D】ネットパトロールへの対応</p>
5	<p>【P】指導部会【情報共有・対策協議】 【C】生活向上アンケート①実施 【A】生活向上アンケート点検・評価</p>	<p>【D】行事を通じた仲間づくり 【D】登下校のあいさつ運動</p>	<p>【D】大井川地区子どもを語る会（小中連携情報交換会） 【D】生活向上アンケート対応</p>
6	<p>【P】指導部会【情報共有・対策協議】</p>	<p>【D】登下校のあいさつ運動 【D】縦割活動を通じた人間関係づくり 【D】特別活動への支援</p>	<p>【D】大井川地区子どもを語る会（小中連携情報交換会） 【D】二者面談実施（生徒理解）</p>
7	<p>【P】指導部会【情報共有・対策協議】 【C】学校運営協議会実施 【A】1学期の取組について点検・評価</p>	<p>【D】夏季休業の生活について事前指導</p>	<p>【D】三者面談実施（生徒理解、保護者との連携）</p>
8	<p>【D】生徒指導に関する職員研修</p>	<p>【D】夏季休業中の生徒の生活の実態把握、生活指導、情報交換 【D】ボランティア活動の推奨</p>	<p>【D】関係生徒の家庭訪問（保護者との情報交換）</p>
9	<p>【P】指導部会【情報共有・対策協議】</p>	<p>【D】行事を通じた人間関係づくり 【D】縦割活動を通じた人間関係づくり</p>	<p>【D】大井川地区子どもを語る会（小中連携情報交換会）</p>
10	<p>【P】指導部会【情報共有・対策協議】 【C】生活向上アンケート②実施 【A】生活向上アンケート点検・評価</p>	<p>【D】行事を通じた人間関係づくり</p>	<p>【D】大井川地区子どもを語る会（小中連携情報交換会） 【D】生活向上アンケート対応</p>
11	<p>【P】指導部会【情報共有・対策協議】</p>	<p>【D】縦割活動を通じた人間関係づくり</p>	<p>【D】大井川地区子どもを語る会（小中連携情報交換会）</p>
12	<p>【P】指導部会【情報共有・対策協議】</p>	<p>【D】縦割活動を通じた人間関係づくり 【D】冬季休業の生活について事前指導</p>	<p>【D】三者面談実施（生徒理解、保護者との連携）</p>
1	<p>【P】指導部会【情報共有・対策協議】</p>	<p>【D】縦割活動を通じた人間関係づくり</p>	<p>【D】大井川地区子どもを語る会（小中連携情報交換会）</p>
2	<p>【P】指導部会【情報共有・対策協議】 【C】生活向上アンケート③実施 【A】生活向上アンケート点検・評価 【C】学校運営協議会実施 【C】学校評価による1年間の取組の成果、課題</p>	<p>【D】新入生説明会で基本方針説明 【D】縦割活動を通じた人間関係づくり</p>	<p>【D】授業参観（保護者との情報交換） 【D】生活向上アンケート対応 【D】次年度学級編制情報交換会</p>
3	<p>【P】指導部会【情報共有・対策協議】 【P】次年度の計画立案</p>	<p>【D】春季休業の生活について事前指導</p>	<p>【D】大井川地区子どもを語る会（小中連携情報交換会）</p>